

○議長 横尾 武志君

9 番、今井議員の一般質問を許します。今井議員。

○議員 9 番 今井 保利君

9 番、今井です。通告に従い、一問一答方式で一般質問を行わせていただきます。

まず最初に、私の質問のために病院長、わざわざ時間をつくっていただいて出席、ありがとうございます。

それじゃあ、通告書どおりに、まず最初、財政の問題ですけども、芦屋町には大型施設というものがたくさんあります。本日は、その中でも顕著なものをまず上げて、この資金をどのようにしていくかということを確認にしたいと。芦屋町には国民宿舎、そして海岸にはレジャープール、そして老人憩の家が 3 つありまして、町営住宅、あと大きな地下に埋設されてる大型設備としては下水道というものはあります。これらを今後維持するには莫大なお金と予算がかかると、私は考えております。

そこでまず、先日、橋梁、芦屋町にある 2 2 橋の橋を長寿命化計画というものが示されました。この内容を資金的に、資料を見ると毎年 1, 0 0 0 万円の維持費がかかるとされております。そこで、この長寿命化計画の 1, 0 0 0 万円をどのように捻出するのか、どのように充当していくのかを、資金面の意味からご説明をまず第 1 番目をお願いいたしたいと思っております。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

それでは、橋梁の長寿命化についてご説明いたします。

まず、橋梁の長寿命化についてですが、平成 1 9 年度国土交通省により長寿命化修繕計画策定事業費補助制度が制定されております。制度の概要は、市町村については平成 2 5 年度までに長寿命化修繕計画を策定する地方公共団体に対し、それに要する費用の 6 0 % の補助を補助対象として支援などを行うというものです。これを受けまして芦屋町では平成 2 3 年度に道路橋の点検調査を行い、その結果に基づき平成 2 4 年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定しております。

点検結果では、本町の管理橋梁 2 2 橋のうち 1 1 橋について何らかの対策が必要であると判断されました。そのうち、本年度は 3 橋についての実施設計を行いまして、平成 2 6 年度にこの 3 橋について補修工事を実施する予定です。残りの橋梁につきましても実施設計、補修工事といった流れで実施していくように考えており、今後の具体的な計画につきましては、年度別の町の負担額を平準化することを基本に財政課とも調整の上、進めております。

橋梁の長寿命化については以上です。

○議長 横尾 武志君

平成 25 年第 3 回定例会（一般質問）

今井議員。

○議員 9 番 今井 保利君

先ほど言いましたように、1,000万円のお金がかかるわけですが、そのほかこの長寿命化のような考えで施設及びハードをどのように管理するか、計画があれば長寿命化計画、そのほかのものをご説明お願いいたします。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

それでは、下水道事業についてご説明いたします。

下水道事業については、平成20年度に長寿命化計画支援制度が創設されたことによりまして、平成21年度に浄化センター及びポンプ場の長寿命化計画を策定しております。この計画に基づき、平成22年度に実施設計を行い、平成23年度より改築更新建設工事を実施しているところです。

管渠の長寿命化計画ですが、本年度は長寿命化計画基本構想策定業務を行い、平成26年度に管路施設における調査を実施し、下水道管渠長寿命化計画を策定する予定となっております。平成27年度に実施設計を予定しております。この計画に基づき、管路施設の長寿命化を図っていくように考えております。

下水道事業の財源につきましては、国庫補助が処理場55%、ポンプ場環境50%で補助裏の50%が下水道事業債、残りの50%が過疎債となっております。

また、下水道事業債の50%、過疎債の70%が交付税措置として戻ってくることとなりますので、実質の町負担は約20%程度ということになります。

下水道事業については以上です。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 眞二君

それでは、芦屋町の町営住宅長寿命化計画について回答いたします。

町の附属機関である芦屋町町営住宅長寿命化計画策定委員会を設置しまして、平成24年3月に策定したものでございます。計画期間は平成24年度から10年間でございます。この計画は、少子高齢化社会に対応した住宅の質の向上、財政状況を考慮して、既存の建物をできるだけ長く使用できるように住民ニーズに対応した住宅への改修及び計画的かつ効率的な修繕計画を定めたもので、この計画に基づく工事が国庫補助の対象となります。

この計画では、809戸の町営住宅を用途廃止、新築建てかえ並びに個別改善事業等を実施す

平成 25 年第 3 回定例会（一般質問）

ることで、10 年後には 706 戸とし、10 年間の総事業費は約 15 億円となります。この 15 億円の資金としては国庫補助金、公営住宅建設事業債、家賃収入及び基金を財源とすることで住宅管理に必要な経費を全て賄える状況でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9 番 今井 保利君

それでは、今 2 つの事業についての長寿命化計画、これについても相当な予算かかるように今お聞きしておりますけれども、今ご説明のなかったところ、レジャープール、国民宿舎、それから老人憩の家、この辺についてはどのような考えで今後補修管理していくのか、お考えがあればお聞かせいただきたいと思えます。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

それではまず、都市整備課のほうから現在の取り組みについてご説明いたします。

公共施設の長寿命化及び維持管理コスト削減を目的として、平成 22 年度から施設図面の PDF などによるデータ化や建築物情報及び改修状況表の作成をしているところです。この資料をもとに施設の外壁や屋根など、それぞれの箇所に施された仕様に応じまして、建物の改修時期や各設備の更新時期を定め改修計画表を作成します。

現時点におきましては、図面のデータ化と工事履歴、改修計画表の作成を行っている段階で、今後作成した資料をもとに現場状況との照合が必要となります。その作業まで終えた段階で各施設の担当課と改修計画や維持管理についての協議を行い、各施設の長寿命化計画が決定されるということで考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

それでは、国民宿舎、レジャープールについて、現状と今後の考え方についてご説明いたします。

国民宿舎につきましては、平成 11 年度リニューアルオープンをいたしました。総事業費は約 16 億円で、建設に際し起債を 14 億円借り入れております。起債の償還としましては、年間約 1 億円の返済を行っており、31 年度で償還が終了いたします。維持管理に関しましては、築

平成 25 年第 3 回定例会（一般質問）

14 年を経過しているため内部リニューアル等の改修を行っております。

主なものとしましては、21 年度にクロス張りの張りかえ、22 年度浴槽整備工事、エレベーターの改修工事、23 年度廊下・床等の改修工事、25 年度から3 年間は大型事業として内部改修工事等を行う予定としております。これらの工事財源につきましては、一部国からの交付金等を活用し町費を抑えた中で行っております。

レジャープールにつきましては、平成9 年にオープンいたしました。総事業費は約9 億円、建築に際し起債を約5 億5,000 万円借り入れております。償還につきましては、平成19 年度に終了しております。維持管理に関しましては、築16 年を経過しておるため毎年部分補修工事を行っております。

主なものとしましては、20 年から21 年度にスライダープールの改修工事、22 年度、ウッドデッキ撤去及び塗装工事、23 年度、ちびっこ冒険プールの床塗装工事、24 年度、中ノ島休憩区改良工事とプールサイド塗装工事を行っております。

工事財源につきましては、一部過疎債や国からの交付金等を活用し、町費を抑えた中で行っております。今後の維持管理につきましては、両施設とも都市整備課が作成いたします改修計画表を参考にしながら長寿命化計画を作成し、計画的な維持管理を行っていきたいと考えております。

財源につきましては、財政課と協議を行い、起債や補助金等をできるだけ活用し整備を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

町内3カ所ございます老人憩の家につきましては、寿楽会館が昭和44 年の12 月、山鹿荘が昭和48 年4 月、鶴松荘が昭和49 年4 月に開館しております。それから、24 年度の利用者を見ますと、各施設で毎日50 人から65 人の方が利用され、1 年間では延べ5 万人が利用されている状況でございます。

しかしながら、建築後40 年以上も経過していることから、年度によっては多額の修繕費を要している現実がございます。この修繕なんですけども、設計を含む金額、過去5 年間で見ますと、20 年度は鶴松荘の事務室フロアの改修等で40 万円、21 年度は鶴松荘のエアコンの設置工事などで140 万円、22 年度は山鹿荘の膨張タンク周りの配管工事ほかで120 万円、23 年度は寿楽会館の膨張タンク及び配管取りかえ工事ほかで約205 万円、24 年度は山鹿荘の漏水対策のための給水管布設がえ工事などで約500 万円の支出ということで、この5 年間の総額は約1,000 万円になっております。

平成 25 年第 3 回定例会（一般質問）

それから、25年の2月に、本年2月に実施した利用者アンケートにつきましては、利用料も取っていないこともございまして、設備や機能については「満足」「大変満足」としているものが91.1%を占めております。この点を見ますと、利用者につきましては、建てかえを早急に要望している状況にはございません。しかしながら、近年、特に山鹿荘においては建物本体施設の傷みが進んでいる状況が確認されており、さらに修繕料も高くなってる傾向にございます。このような状況を踏まえ、将来の老人憩の家がどのような機能や役割を担っていくことが望ましいのか、過疎債の活用と財源面を踏まえ、建てかえの方向で検討しておる状況でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

る長寿命化計画、2カ所、それから3カ所、今、ところをご説明いただいたんですけども、ざあっと頭の中で計算しても設備に約10億円から20億円かかると、維持費も相当の費用がかかっている、大変な財源をこれから我々は負担していきなさいいけない。そして、多くが「起債」という言葉で借金、またそのうちの大半が、たまたま芦屋町が受けられてる過疎債というもので充当されてる。だけど、この借金は払っていきなさいいけないんですけども、この過疎債を、まあ、確かに非常に有利な返済でいけるので、十分芦屋町として最高に使えるところは使うということで動かしてると思うんですけども、この過疎債が32年で終わります。過疎債もう使えないんです。今挙げた設備以外もたくさんの物の設備をどのように管理していくのか、資金的に、お考えがあればご説明をお願いします。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

現状、設備・施設等の改修につきましては、毎年9月から10月にかけて行ってます実施計画、それから施設整備計画のヒアリングの中で向こう3年間の事業内容が決定し、その後の予算査定で予算化されるという一連の流れになっております。また、総事業費が1億円を超えるものにつきましては、大型事業として位置づけ、財政シミュレーションの中で別枠として反映していくことになります。

査定の中で重要な判断材料の一つになるのが、資金計画といいますか、財源確保ということになります。財源につきましては、基本的にはまず国・県の補助金制度が利用できないか、次に過疎債等の交付税措置がある有利な起債が充当できないかなどの調査・検討をします。その中で、どうしても財源手当がないもの、つまり町の単独事業として実施していかなければならない場合

平成 25 年第 3 回定例会（一般質問）

には、財政シミュレーションでお示ししていますように、一般財源枠として毎年確保しています 1 億円の中で優先順位を含めて調整することにしております。

先ほどから各課長の説明があつてますが、橋梁にしましても下水道、それから町営住宅にしましても国の基準による長寿命化計画に今のつてるわけですが、これにのれば、説明があつたとおり、厚い財源手当が確保できるということになります。ただし、国民宿舎、それからレジャープールにつきましては、そういう国の基準というのはなく、全くの町の単独事業でございますので、今後、都市整備課の作成予定の改修計画ですね、これをもとに長寿命化計画を策定し、国の交付金事業があればそういう国・県のもの、それと過疎債期間でできるものであれば有利な起債ですが、そういう財源をできるだけ確保しながら維持管理に努めたいというふうに考えております。

また、老人憩の家につきましては、財政シミュレーションの中で既に建てかえ事業として大型事業に項目上計上していますが、まだ内容が検討中でございます。具体的な数字としては上がってきてない状況でございます。いずれにしましても、議員さんおっしゃるとおり、平成 32 年度末でこのままでいきますと過疎指定が終了する予定でございます。その後の財政運営につきましては、より持続可能なものにするために、今、2 つの取り組みを進めております。

まず 1 点目が、退職手当債の繰り上げ償還についてでございます。平成 19 年度から 4 年間、団塊の世代の大量退職に対応するため、約 11 億円の起債を借り入れております。この起債は唯一交付税措置のない単なる借金と言われるもので、財政支出の硬直化のみならず、実質公債比率や経常収支比率、これらの数値に悪影響を及ぼすものでございます。

今回の財政シミュレーション上では、27 年度末でこの退職手当債については、一括繰り上げ償還する予定で計画し、現在、関係機関との調整を始めている状況でございます。

2 点目が公共施設の整備や各種ソフト事業に対応した基金の創設を考えております。過疎債が借りれなくなるということは、単独事業で実施しなければならない工事等が確実にふえるということです。また、ソフト事業においても、学力向上事業や少子高齢化対策、公共交通対策など、今後もさらに充実していかなければ当然なりません。そのための財源を確保するために、年度末までに新たな基金の創設に向けてその内容・規模等の検討を始めております。

この 2 つの取り組みができる前提としましては、モーターボート競走事業会計からの収入の増額確保のめどが立ったために実現できるもので、今回お示しします財政シミュレーションにおいて数値化をしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9 番 今井 保利君

本年度、多分、もう少ししたらその財政シミュレーションは出ると思いますので、その点をよく見ながら、また、随時その辺についてはきちんとした質問及び確認をしていきたいと思っております。いずれにしても、今言ってるのはハード、それ以外のソフト、それ以外、まだ表面に出てないものたくさんあるわけですね。で、芦屋町は、まあ、日本国中そうですけども、収入がふえてるような町とか自治体は、ほとんどない。懐に入ってくるものは変わらないのに出ていくものはどんどんあるという現実を、この質問の中でもう一度明確にして、私たち議員も一生懸命それについては提案、サジェスションしますけども、ぜひ執行部のほうもどのようにしたら出るのを抑えられて、なおかつ町民の福祉・教育、そういうものに役立てるかをご提案いただきたいと思っております。

これで、最初の、1 番目の、財政についての質問を終わります。

2 番目としまして、きょう、病院長にお越しいただいたんですけども、昨年 10 月に病院の形態委員会が結論を出すというふうに私どもは聞いておりました、実際その経過についてもきょうまでいろいろ聞いてるところあるんですけども、現在までのこの独立行政法人の形態委員会の結果を含めて、現在までの経緯をまずご説明をお願いしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

病院事業の今後のあり方につきましては、施設の老朽化に伴い、現在の病院の存続の是非から始まり、現在 2 つの方向性が定まっております。

1 点目は、移転・建てかえの方向性、2 点目は、経営形態の変更で、地方独立行政法人化への方向性です。移転・建てかえにつきましては、地方独立行政法人化より先に方向性が定まり計画が進められています。地方独立行政法人化につきましては、今議会でお願ひしています補正予算を認めていただければ、その移行事務を進めさせていただきたいと考えております。

今後の検討の中で、移転・建てかえと地方独立行政法人化が場合によっては混同されるおそれがありますので、明確にするために、まず移転・建てかえの今までの取り組みの説明をさせていただきます、その後に地方独立行政法人化についての今までの取り組みの説明をさせていただきます。

まず、移転・建てかえの今までの取り組みについてご説明いたします。

芦屋中央病院のあり方につきましては、平成 23 年 12 月に設置された第三者委員会である町立芦屋町中央病院事業検討委員会において、病院の存続と老朽化した施設の整備などについて検討が行われました。平成 24 年 3 月総合運動公園内造成地への移転・建てかえが最も望ましいとの答申が出されました。平成 24 年 4 月 17 日、この答申の報告を受けた議会は、4 月 19 日、

平成 25 年第 3 回定例会（一般質問）

町立芦屋中央病院事業に関する調査特別委員会を設置し、調査・検討の結果、6月15日、その報告がなされました。

その報告では、今後は執行部において、さらなる検討を行い町民負担と医療体系の必要性や方向性を町民に十分説明し、理解された中での事業運営を進めることが重要であり、地域の病院として将来にわたって地域に本当に必要な医療を提供し、貴重な137床を保持しながら、町民の安心・安全を守る最後のとりでとして医療を提供し続けていかれることを切に願うものであると締めくくられています。

また、その中で、経営形態については、経営形態検討委員会の中でよりよい形態を検討されることが委ねられています。平成24年5月1日号の広報あしやで、芦屋中央病院は存続することが望ましい、老朽化した施設は移転・建てかえが望ましい、移転先は総合運動公園内造成地が望ましいことなどが示された事業検討委員会の答申についてのお知らせをいたしました。

また、24年7月1日号の広報あしやでは、芦屋中央病院が抱える課題、事業検討委員会の審議・答申、経営形態委員会の設置について、町民の皆様にお知らせをしています。その後、町においても検討を重ね、総合的に判断した結果、平成24年10月22日、芦屋中央病院は移転・建てかえをするという目指すべき方向性が定まり、11月7日、議会全員協議会でその報告を行い、11月15日号の広報あしやで町民の皆様にお知らせをしています。

また、11月19日は芦屋東公民館、23日に中央公民館、26日に山鹿公民館で移転・建てかえについての住民説明会を実施いたしました。現在、新病院の基本計画を策定中であり、9月までにその素案ができ上がる予定となっております。

以上が、移転・建てかえについての今までの取り組みの経過です。

続きまして、地方独立行政法人化についての今までの取り組みについてご説明いたします。

芦屋中央病院の経営形態につきましては、昨年5月に設置された第三者委員会である町立芦屋中央病院経営検討委員会で検討が行われ、昨年10月末に地方独立行政法人化が最も望ましい、その移行の時期については、おおむね3年をめどに移行するのが望ましいとの答申が出されました。

この答申の内容につきましては、11月27日、議会全員協議会で報告を行い、12月15日号の広報あしやで住民の皆様にお知らせをしております。その後、町での検討におきまして、経営形態検討委員会の答申で示された、将来の芦屋中央病院の医療機能を実現するために最も重要なことは、医師を始め、看護師、薬剤師など医療職員の安定的な確保が課題であり、医療制度改革や診療報酬の改定など、医療を取り巻く状況の変化などに対応も迅速性が必要であると結論づけられました。

したがって、今後の芦屋中央病院の経営形態につきましては、病院にも権限があり、あら

平成 25 年第 3 回定例会（一般質問）

ゆる面で意思決定が機動的かつ柔軟に行える地方独立行政法人が最も望ましいとの結論から、平成 25 年 6 月 3 日、地方独立行政法人化を目指す方向性が示されました。このことにつきましては、平成 25 年 6 月 11 日に民生文教常任委員会、14 日には議会全員協議会へその報告を行ってきたところです。

また、今議会へ地方独立行政法人化に関する支援業務委託費の補正予算を上程させていただいています。

以上が、地方独立行政法人化についての今までの取り組みの経過でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9 番 今井 保利君

今るるこれまでの経緯についてのお答えがありましたけども、再度、なぞるようになってしまいますけども、私たち議会としては、答申したのは病院を維持継続しなさいというのがまず大前提、まとめの部分の一番最初、これをしております。議会総意でそれをしとる。あと一つ、大きなところは住民、この方たちにきちんとした説明をしなさいということもこのまとめに書いてある。当然、議会にもきちんとして説明をして進めなさい、これが答申です。

で、先ほど形態委員会の、まあ、形態についてのところですけども、じゃ、どういう形でこれを存続させるかということについては、議会のその中の、答申の中では、議会の中でもいろんな意見は出たんですよ。しかし、これは形態委員会に任せますから、そこの答申でやりなさいということで、答申が出て方針決定をしたというところだと思いますけど、まずこの内容についての確認、再確認させてください。ここまでが私たち議会の流れだと思うんですけど、建てかえについては今、そこについてはまだなしで、まずは形態についてはそういうふう決めて、地方独立行政法人までの方針決定がされているということの事実だけの確認したいんですけど。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

ただいま今井議員が言われたとおりでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9 番 今井 保利君

それから、建てかえの問題については、先ほど事務長のご説明がありましたけれども、方針を

平成 25 年第 3 回定例会（一般質問）

示されているなどところでの話し合いはされてますけども、9月になって最終的なところが提案されるというところの理解でよろしいでしょうか。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

はい。そのとおりでございます。

○議員 9 番 今井 保利君

はい、わかりました。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9 番 今井 保利君

ですので、もう本当にしつこくなりますけど言います。今決まっておることは、病院は町民のために残しましょう、それは独立行政法人にしましょう、ここまでは議会の私たちの委員会にも、町民の方にも広報でいろいろご説明があつてる、これが一つ。あと、建てかるか建てかないかについては、9月の時点で、まあ、一応方針は決まってるんですけど、それについては議会も、町民にもきちんとした理解を進めるとというのが現状ということを確認します。

それでは、その後、今後、どのように進めていくのか、そこについてのご説明をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

今後の進め方についてでございますが、地方独立行政法人化には定款の議決、評価委員会の設置に関する議決、中期目標の議決、中期計画の議決、そのほかに法人設立の許可申請、理事の選出、新給与制度の構築、年度計画の作成、現条例規則の改廃及び新規規定の作成、新法人の規定の作成など多くの事務処理が必要となります。このため、本議会に地方独立行政法人化の支援業務委託費の補正予算を上程させていただいています。この補正予算を認めていただければ、平成 27 年度からの地方独立行政法人化に向けた移行事務を進めていきたいと考えております。

また、地方独立行政法人化への移行は、現在、勤務している病院職員にはその身分や給与にかかわることは大きな問題であり、病院職員の理解を得た中で行う必要があると考えています。したがって、今後、職員組合との交渉など丁寧に行い、病院職員に理解を得られた中で進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9 番 今井 保利君

今回の予算に上がっているということで、私ももう予算案を見ておりますけども、昨年、一昨年でしたか、我々議員の一部と執行部の方で地方独立行政法人の 1 カ所を見に行きました。日本で一番もうかっていると。その中でも、私も出席していろいろお聞きしたんですけども、やはり一言にもう一番もうかっている、日本で一番もうかっている地方独立行政法人もいろんな問題を抱えてるんですね。その辺もぜひフィードバックをしながら、今回の委員会の中でも十分、議会としても委員会としても精査しますけども、ぜひその辺は間違いのないように、住民のためになるような進め方をお願いしたいと。もちろん、我々議会、これをきちんと審議しなきゃいけないと。

それでは、最後になりますけども、そこまで、今回の 9 月の議会でいろんなことが決まってくわけですけども、今後進めていく上の中では、一番重要なことはこれだけ、今さっきハード事業でいろんなお金たくさんかかることもありましたが、地方独立行政法人になったとしてもお金もたくさんかかるし借金も抱えていかなきゃいけない、いろんな課題がたくさんあると思いますので、これから先進めるに当たっては、我々特別委員会も最初にご報告しましたように、やはり一番重要なのは住民への周知、もちろん、議会へも周知していただいて、議論を尽くして、よりよいものにつくり上げていかなければいけないと思いますけど、その辺のお考えについてのご回答をよろしくお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

病院長。

○病院長 櫻井 俊弘君

お答えいたします。

今年の 3 月から新病院の基本計画の策定に着手して、先ほど事務長が申し上げたように策定着手しておりますが、今月末、9 月末までに素案がまとまる予定でございますので、近々その内容をお示しできるものと考えています。

基本計画は今後、新病院の基本設計、実施設計を策定するために、大変重要なものになります。また、町民の皆様には新病院についての説明を行うための資料となるものでありますので、広報あしややホームページ、また住民説明会を開催して、十分にご理解していただけるよう努力してまいりたいと考えております。

先ほど事務長が答弁いたしました、私からも独法化について若干の補足をさせていただきます。

将来、地域における町立病院の目指すべき医療を提供していくためには、医師の確保はもちろ

んのこと、医療を取り巻く状況の変化など、その対応のスピードが必要となります。そのためにも、今後の町立病院の経営形態につきましては、病院に権限があり、あらゆる面で意思決定が機動的かつ柔軟に行える地方独立行政法人への移行が最も望ましいと考えております。

なお、医師の確保のためには、医師の給与体系の抜本的な改定を早急に行わなければなりませんし、そのほか勤務環境の改善に加え、学会や研究会参加など研修支援対策の強化などの条件整備が必須です。これらの条件整備がなされれば、独法化による医師の身分が非公務員化することのメリットなどを勘案すると、今後の医師の確保にはそれほどの困難性はないと考えております。

さらに、看護師、薬剤師の人材確保ということも非常に重要でございますが、その採用にかかわるいろんな手続などが独法化することによってスピーディーに行えるということで、そのメリットを受けられるものだというふうに考えておりますし、いわゆる、その努力したことによる効率給付ですね、そういうことも病院の判断でできるということもありますので、独法化によって医療職、先ほど申し上げました、医師の確保ということに関しては、随分いい状況ができていくのではないかとこのように考えているところでございます。

ただし、私が病院で診療している患者さんなど、町民の方から病院の将来について個別に質問されることがあるのですが、よくお聞きすると独立行政法人化とそれと病院の建てかえにかかわる基本構想ということが混同されている方が結構いらっしゃいます。さらに、独法化すると町立病院が芦屋町の病院ではなくなるのではないかと、要するに、無軌道に動き始めるのではないかとこのように懸念あるいは誤解を持っている方もいらっしゃいます。

そこで、独立行政法人の仕組みを再度この場で説明をしたいと思います。

地方独立行政法人の業務運営の仕組みは設立団体の長、当病院では町長ですが、業務の目標を示した上で、法人にその達成手段についての広範な裁量権を与えて、法人の責任と権限において業務を行わせ、事後的にその達成状況をチェックする、いわゆる目標による管理の考え方を根幹として構成されております。その仕組みとしては中期目標、中期計画、年度計画、年度業務実績評価から成り立っております。中期目標は、町長が策定をいたします。これは、あらかじめ評価委員会の意見を聞いた上で町長が作成をし、議会の議決を必要といたします。

中期目標の内容としては目標期間、これはおおむね3年から5年でございますが、この目標期間を定める、それと提供するサービス、その他業務の質の向上に関する事項を定める、業務運営の改善・効率化に関する事項を定める、財務内容の改善などを定めることになっております。

中期計画はこの中期目標に基づき法人が作成しますが、町長の認可を必要とし、さらに議会の議決を要します。

年度計画は、中期計画に基づき法人が策定し、町長に届け出をいたします。

年度業務実績評価については、法人により評価委員会に報告し、その評価を受けなければなり

平成 25 年第 3 回定例会（一般質問）

ません。評価委員会は評価結果を町長に報告し、町長は議会に評価結果を報告することになります。

さらに、評価委員会のメンバーは町が任命いたしますし、また病院の管理者、これは法人の理事長と監事——これはさら監事でございますが——も、町長が任命することになります。

以上のことから、病院の運営が迅速に行えるメリットを持ち、一方、病院は町による十分な管理を受けることになります。さらに、町長と町議会の関係性は現状の地方公営企業法一部適用の状況と大きな差はないということになります。平たい言葉で申し上げますと、病院は芦屋町の持ち物であることには変わりがなく、病院と町、町当局と議会の関連は大きく変わらないということでございます。

先ほど申し上げましたように、新病院建てかえの基本計画について、町民の方へのご説明には十分に配慮してまいります。ホームページに掲載いたしますし、広報あしやあるいは病院が独自に発行しております広報誌にもその概要をご説明していきたいと考えております。また、住民説明会の開催も当然のように予定しております。

さらに、町民の方の生の声をお聞かせいただく会も計画しております。これは、区長会にお願いをして、私と事務長が自治区ごとに、これは 30 自治区あると聞いておりますが、この 30 自治区を個別に別途訪問いたしまして、病院の将来像についてご説明をする機会を設けていただいているところでございます。膝詰めでお話をすることにより、町民の方々のご意見をいただき、病院の将来について十分なご理解を得られるように努力してまいる所存でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9 番 今井 保利君

ありがとうございました。これから、9月の審議が終わったら、このいわゆる基本計画というのが出てくるわけで、で、我々も議会全員で、先ほどから言ってますように、病院の存続はしなさいという結論を出しとる、それに一番いいのは独立行政法人であろうという形で今きておって、基本計画でいわゆる骨組みができ上がるわけで、今、病院長が最後にご説明なりましたように、たくさんのいろいろな意味で町民にご説明をいただけるということですから、ぜひそういうことをするというのも、逆にもう一つPRするぐらいの手厚い町民へのご説明をしていただいて、ぜひ我々委員会でまとめましたように、町民の最後のとりで、いわゆる地域医療の最後のとりでの病院を存続させるためには何がベストかということ、我々議会も一生懸命頑張りますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。

平成 25 年第 3 回定例会（一般質問）

○議長 横尾 武志君

以上で、今井議員の一般質問は終わりました。